

自家用有償旅客運送に係る法令改正等について

国土交通省 自動車局
令和3年1月22日

1. 自家用有償旅客運送制度に係る改正事項

- ①自家用有償旅客運送の種別の見直し
- ②協議の方法に関する明確化
- ③事業者協力型自家用有償旅客運送制度の創設
- ④運転者講習の合理化
- ⑤観光ニーズへの対応のための輸送対象の明確化
- ⑥福祉有償運送の旅客の区分の明確化
- ⑦運送の対価の取扱いの明確化
- ⑧協議の場の取扱いの見直し
- ⑨申請書類の簡素化
- ⑩各種様式の変更

2. 「自家用有償旅客運送ハンドブック」の改訂

3. 「地域交通の把握に関するマニュアル」の公表

自家用有償旅客運送制度（平成18年創設）

概要

□ 過疎地域での輸送や福祉輸送といった、地域における必要な輸送について、それらがバス・タクシー事業によっては提供されない場合に、市町村、NPO法人等が自家用車を用いて有償で輸送できることとする制度。

種別

住民等のための「自家用有償旅客運送」 （交通空白地有償運送）

R2改正①種別の見直し

実施団体数（旧種別ごと）：
市町村運営有償運送（452団体）
公共交通空白地有償運送（124団体）
※全国1,724市町村の内501市町村で実施
（※平成31年3月31日時点）



身体障害者等のための「自家用有償旅客運送」 （福祉有償運送）

R2改正①種別の見直し

実施団体数（旧種別ごと）：
市町村運営有償運送（109団体）
福祉有償運送（2482団体）
（※平成31年3月31日時点）



※平成27年4月より、事務権限（登録、指導・監督）の市町村長等への移譲（手上げ方式）を開始。
平成31年4月1日現在、事務・権限の移譲先として19自治体（8県、11市区町村）を指定済み。

登録等

登録要件

- ① バス、タクシーによることが困難、かつ、R2改正②「合意」→「協議が調う」
- ② 地域における必要な輸送であることについて、地域の関係者（※）の協議が調う

※地方運輸局又は運輸支局、地域住民、NPO等、バス・タクシー事業者及びその組織する団体、運転者の組織する労働組合

- ③ 必要な安全体制の確保

有効期間

2年（重大事故を起こしていない場合等は3年）※事業者協力型は5年 R2改正③事業者協力型の創設

指導・監督

上記③について、必要に応じ、監査等を実施。さらに是正命令や登録取消等の処分を実施。

登録等

運転者

- ・ 2種運転免許保有
又は
- ・ 1種運転免許保有 + 自家用有償旅客運送の種別に応じた大臣認定講習の受講
R2改正④運転者講習の合理化

旅客の範囲

交通空白地有償運送

- ・ 地域住民
- ・ 観光旅客その他の当該地域を来訪する者
R2改正⑤観光客の明確化

福祉有償運送

- ※以下に掲げる者のうち、他人の介助によらず移動することが困難で、単独では公共交通機関を利用することが困難な者及びその付添人
- ・ 身体障害者、精神障害者、知的障害者、要介護者、要支援者、基本チェックリスト該当者、肢体不自由その他の障害を有する者
R2改正⑥区分の明確化

運送の対価

- ・ 実費の範囲内であると認められること
- ・ 合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること
- ・ 営利目的とは認められない妥当な範囲内であり、かつ、協議が調っていること
R2改正⑦取扱いの明確化

登録手続き

①地域における関係者の協議

R2改正⑧協議の場の取扱いの見直し

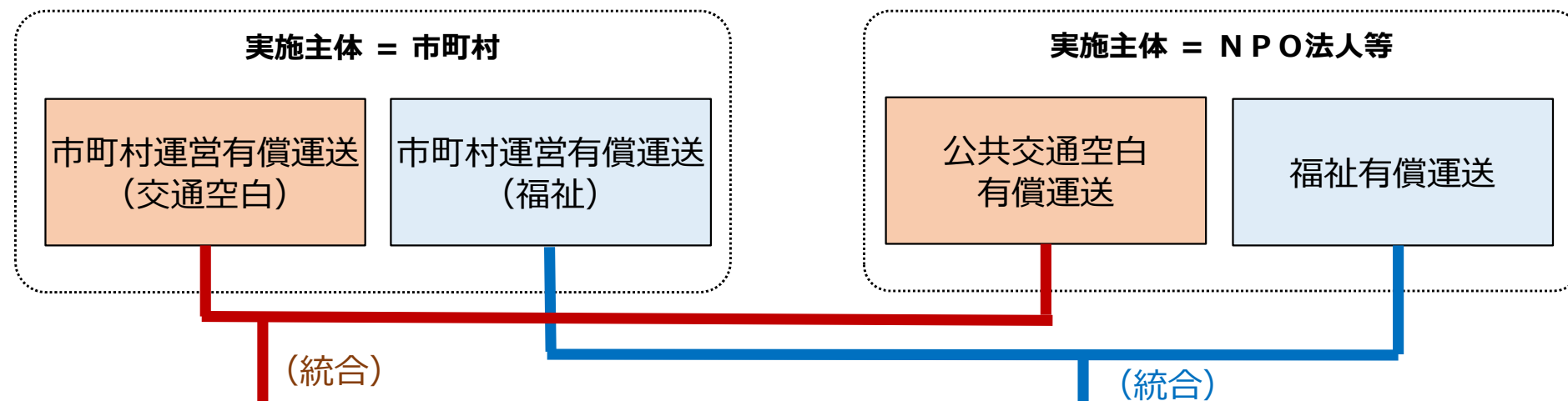
②道路運送法に基づく登録

R2改正⑨申請書類の簡素化

R2改正⑩各種様式の変更

・交通空白地における住民の輸送と福祉目的の輸送は、議論すべき内容が異なるため、実施主体ではなく、運送目的に応じて協議できるよう、運送目的に応じて種別を見直し。

(改正前)



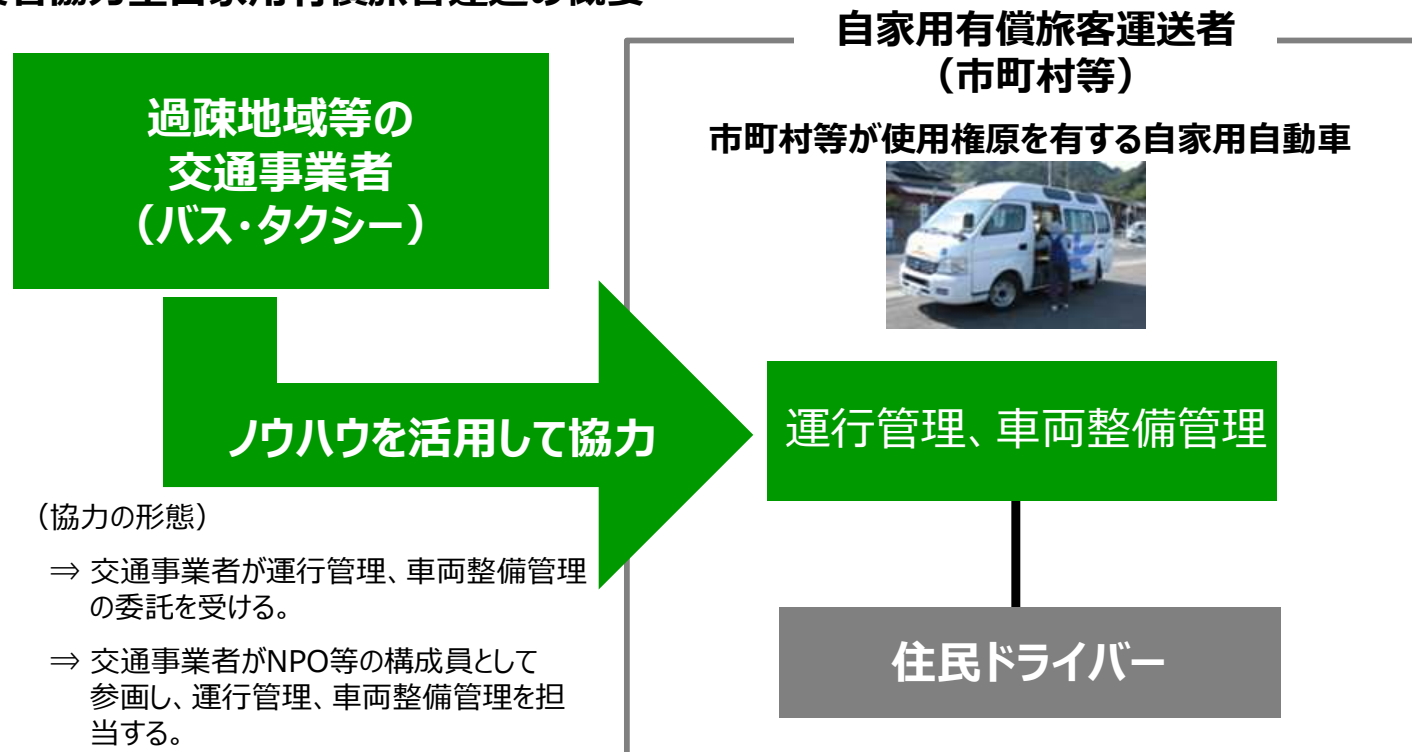
(改正後)



過疎地等で市町村等が行う**自家用有償旅客運送**について、**バス・タクシー事業者**が運行管理、車両整備管理で協力する制度を創設

⇒**運送の安全性を向上**させつつ、**実施を円滑化**

○事業者協力型自家用有償旅客運送の概要



【期待される効果】

【利用者目線】

- ・安全、安心な交通サービスの提供

【主体目線】

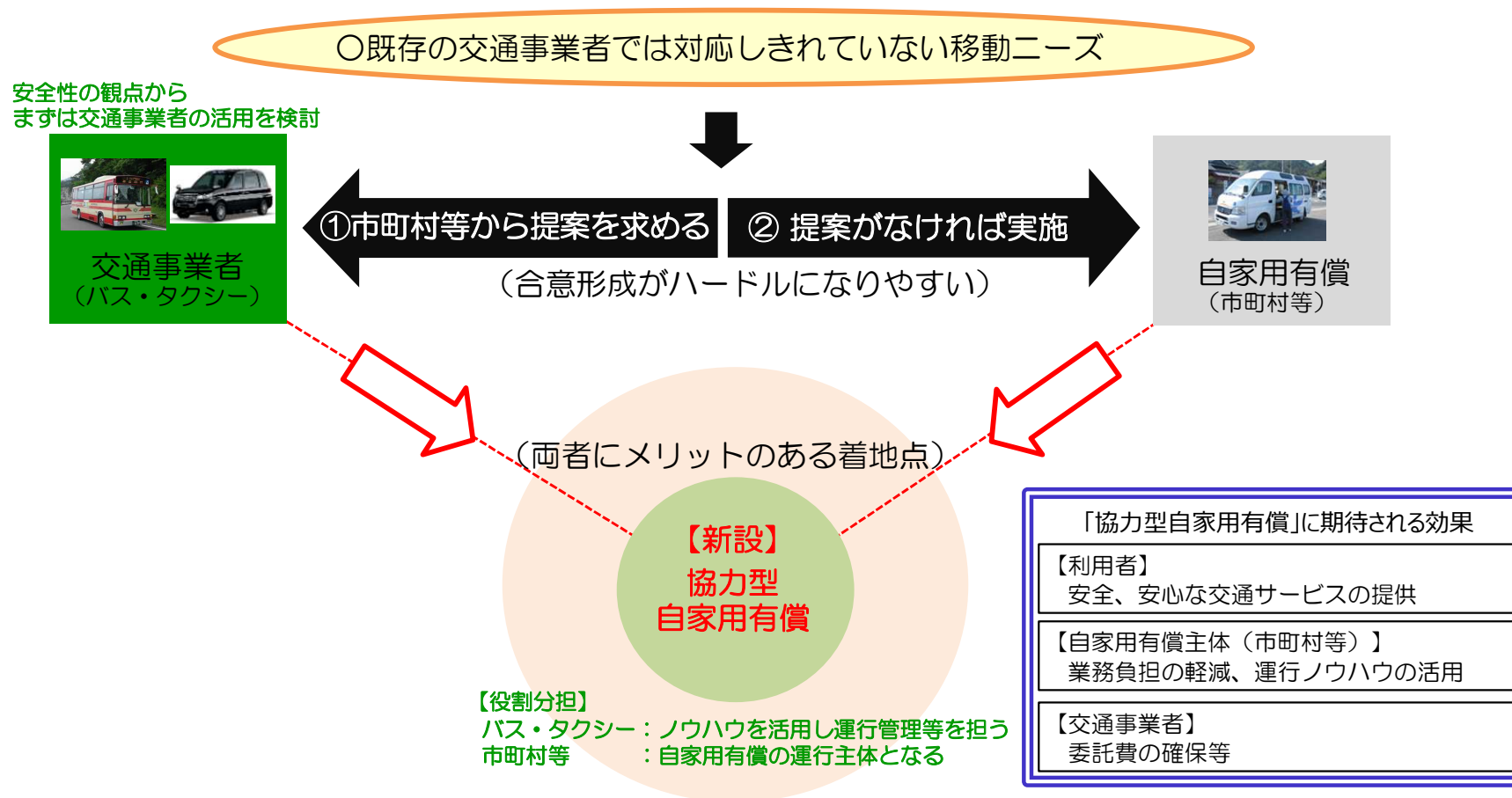
- ・業務負担の軽減
- ・運行ノウハウの活用

【交通事業者目線】

- ・委託費の確保 等

課題

- 地域に、既存の交通事業者では対応しきれない移動ニーズが明らかになった場合、
 - ・交通事業者（バス・タクシー）による移動手段の確保
 - ・市町村等による自家用有償旅客運送の実施
 の二者択一の選択肢についての協議となり、意見が対立し、合意形成がハードルになりやすい。



「協力型」の制度化により、両者にメリットのある着地点を提案し、合意形成を容易化

【制度のねらい】

(利用者)

- ・バス・タクシー事業者が、運行管理、車両整備管理に協力することで、より安心、安全なサービスを受けることが可能。

(運送主体)

- ・運行管理等に関する業務負担の軽減や運行ノウハウの活用を図ることが可能。

(バス・タクシー事業者)

- ・委託費の確保等による収入面での向上が期待。

【「協力」の方法】

- ・バス・タクシー事業者が協力する事項は、運行管理、車両整備管理。
- ・協力する事業者で運行管理者等に選任されている者が、運行管理の責任者、整備管理の責任者として選任され、業務を行う必要がある。

【手続きの円滑化】

- ・新規登録や、一定要件を満たす場合の更新登録の有効期間は5年（通常は2年又は3年）。
- ・運転免許証（写）など、一部の提出書類の省略が可能。

【事故時の責任関係】

- ・運行中に生じた事故等によって生じた第三者に対する損害賠償責任の内部的な負担割合を明確にするため、「事業者協力型自家用有償旅客運送における事故時の責任関係に係るガイドライン」を参照し、業務の受委託に際して、損害賠償責任の内部的な負担割合や、協力事業者の業務について明確化しておくことが望ましい。

- ・自家用有償旅客運送の種別の見直しに伴い、講習の種類を見直すとともに、講習の合理化等を行う。

1. 自家用有償の種別の見直しに伴う改正

(改正前)

自家用有償旅客運送の
種別の見直しに併せて改正

(改正後)

○市町村運営有償運送運転者講習

- (対象) ・市町村運営有償運送（福祉除く）の運転者
- ・公共交通空白地有償運送の運転者

○福祉有償運送運転者講習

- (対象) ・市町村運営有償運送（福祉）の運転者
- ・福祉有償運送の運転者

○交通空白地有償運送運転者講習

- (対象) ・交通空白地有償運送の運転者

○福祉有償運送運転者講習

- (対象) ・福祉有償運送の運転者

2. 複数種類の講習に共通する科目は、重複する受講が不要であることの明確化

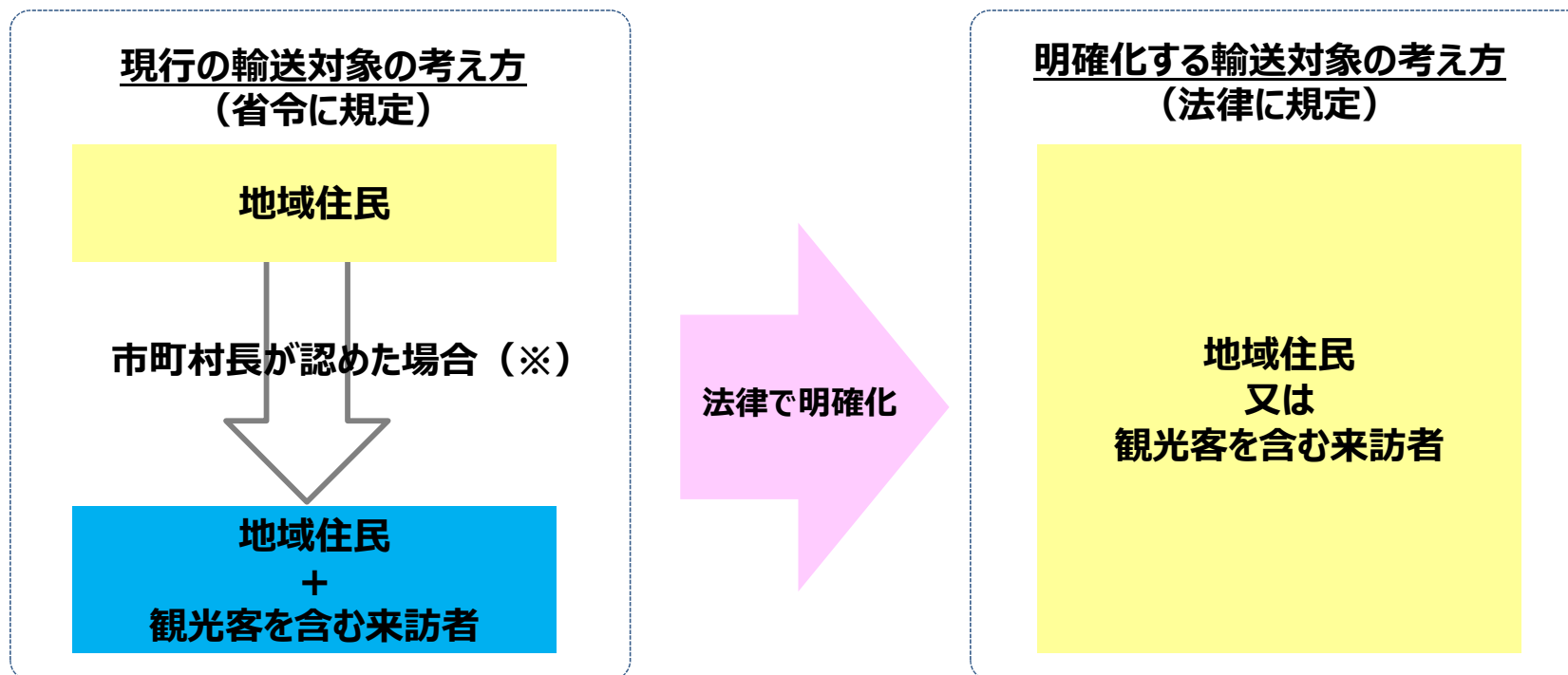
- ・「交通空白地有償運送運転者講習（市町村運営有償運送等運転者講習を含む。）」を修了した者は、「福祉有償運送運転者講習」等のうち、一部の講習科目を修了したものとみなす。
- ・「福祉有償運送運転者講習」等の修了証を交付された者は、「交通空白地有償運送等運転者講習」についても修了したものとみなす。

3. 出張講習、遠隔システムを活用した講習に係る取り扱いの規定

- ・出張講習の実施にあたっては、適当な指導を行うことが可能な場所を確保していると認められること。
- ・遠隔システムを活用した講習の実施にあたっては、受講者の受講状況を的確に把握し、かつ、演習を別途実施することが可能であると認められること。

4. 施行規則第51条の16第1項第2号に規定する同項第1号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件に、協力事業者が行う指導監督を追加

- 地域住民だけでなく観光客を含む来訪者も対象とすることを法律において明確化。



(※) 地域の交通が著しく不便であることその他交通手段の確保を図ることが必要な事情があることを市町村長が認めた場合

【期待される効果】

- ・インバウンドを含む観光ニーズの取り込みにより、生活交通も含め、地域交通の持続性が高まる
- ・観光客の移動ニーズに対応し、地域の観光資源の活用を図る

・福祉有償運送の旅客の範囲の区分について、「基本チェックリスト該当者」が対象となること等を省令において明確化

(改正前)

イ. 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者

ロ. 介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者

ハ. 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者

ニ. その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他障害を有する者

(改正後)

イ. 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者

ロ. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者

ハ. 障害者の雇用の促進等に関する法律第二条第四号に規定する知的障害者

ニ. 介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者

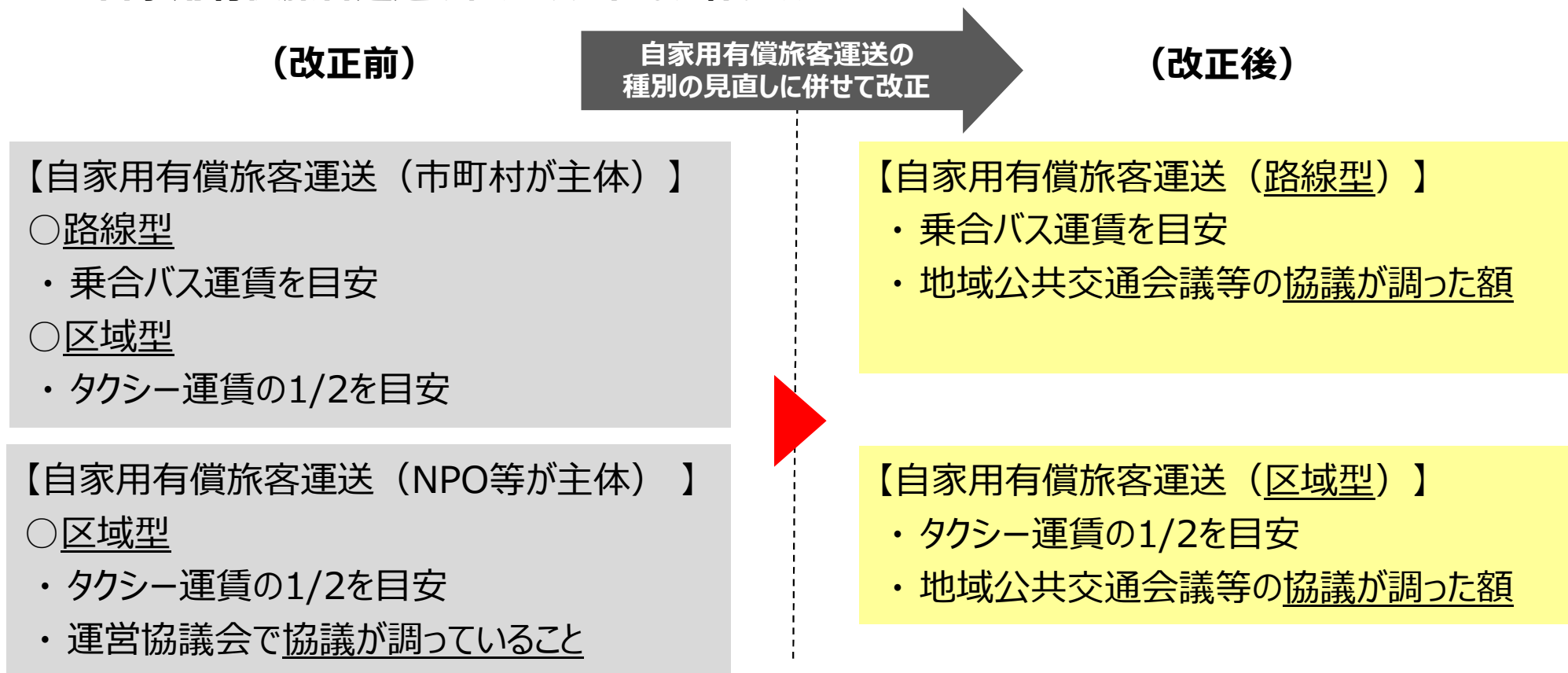
ホ. 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者

ヘ. 介護保険法施行規則第四百十条の六十二の四第二号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者（基本チェックリスト該当者）

ト. その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他障害を有する者

・自家用有償旅客運送の種別の見直しに伴う改正を行うとともに、目安の取扱いを明確化する改正

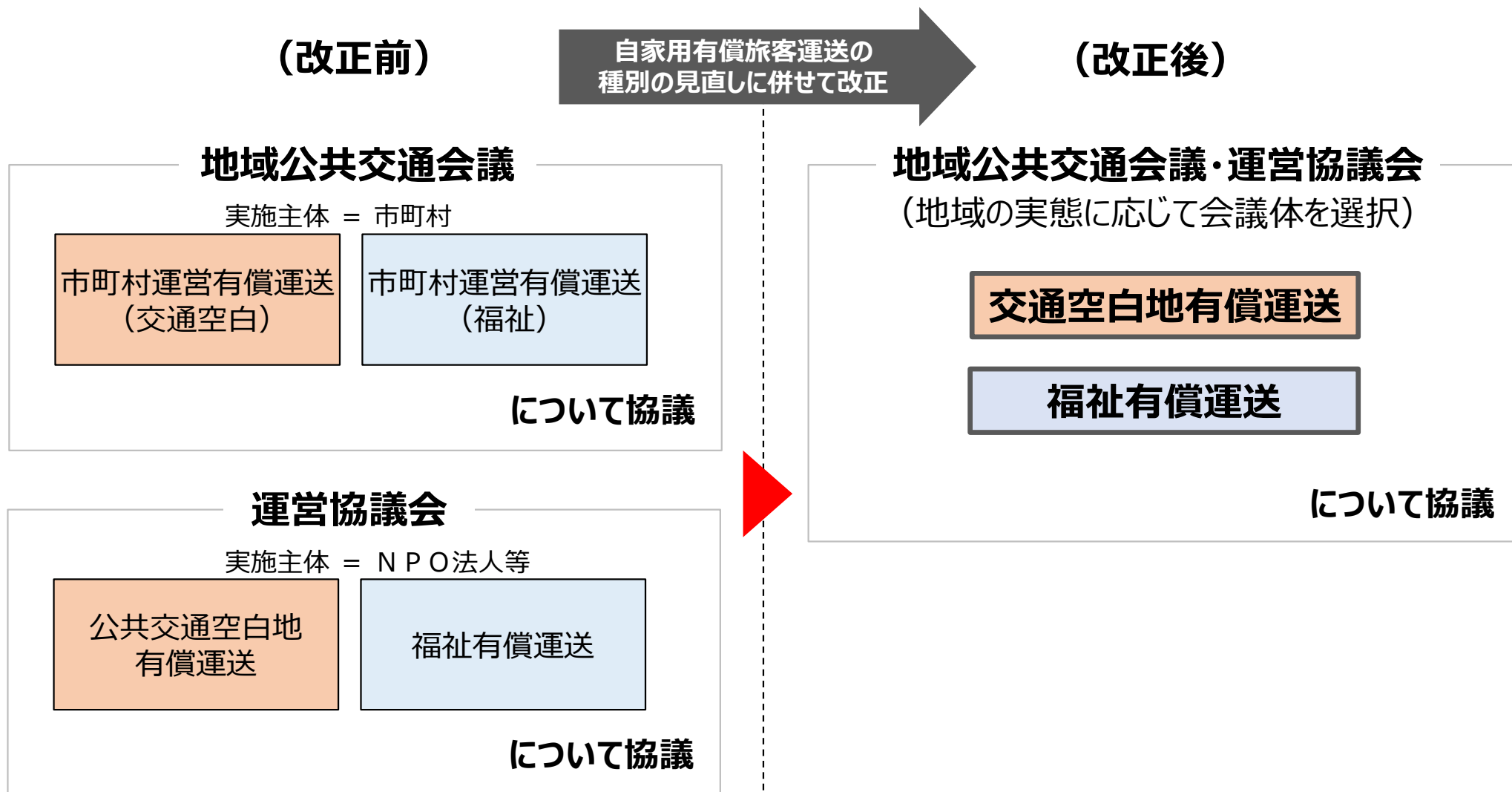
1. 自家用有償旅客運送の種別の見直しに伴う改正



2. 取扱いの明確化

- ・改正通達に「地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、1/2を超える運送の対価を設定することも可能である。」と規定。

- ・自家用有償旅客運送の種別の見直しに伴い、種別に関わらず、当該運送の実施について、地域公共交通会議、運営協議会等において協議が可能に。



※ 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第6条に規定する「協議会」においても協議を行うことが可能

※ 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第6条に規定する「協議会」においても協議を行うことが可能

・協議にかかる文言の改正等の見直しを行うとともに、地域において会議が組織されていない場合の取扱いを規定。

・ **文言の改正（道路運送法79条の4第5号）**

（改正前）

「合意」



（改正後）

「協議が調う」

※全会一致が求められるとの誤認を回避する趣旨

・ **関係者による協議にかかる要件の見直し**

（改正前）

地域公共交通会議等で
協議が調っているとき



（改正後）

地域公共交通会議等で
協議が調っているとき

**地域公共交通計画（※）において、
自家用有償旅客運送を導入すること
が定められているとき**

（※）「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第5条に規定する、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画

・ **地域において会議が組織されていない場合の取扱いの規定**

申請者は、以下の関係者に持ち回りで了解を得るなどの方法で協議を調えることにより地域公共交通会議等の協議に代えることが可能。

- ①関係地方公共団体の長 ②バス、タクシー事業者及びその組織する団体
- ③住民又は旅客（市町村において選定した代表者） ④バス、タクシーの運転者が組織する団体
- ⑤その他、当該市町村において協議を調える必要があると判断する者

- ・（改正通達）「交通空白地有償運送の登録に関する処理方針」及び「福祉有償運送の登録に関する処理方針」において、登録申請の添付書類は以下のように規定

新規登録申請の添付書類	更新登録申請の取扱い	事業者協力型の登録申請の取扱い
定款・登記簿謄本・役員名簿	省略可（変更が無い場合）	
路線図（※福祉有償運送は除く）	省略可（変更が無い場合）	
欠格事由に該当しない旨の宣誓書		
協議が調ったことを証する書類		
【新設】車両一覧表（参考様式イ）		
車検証、使用承諾書等（持込車両の場合）	省略可（変更が無い場合）	
【新設】運転者一覧表（参考様式ロ）		
運転者就任承諾書（様式4号）		省略可
運転免許証（写）		省略可
大臣認定講習修了証（写）		省略可 （セダン等運転者講習は除く）
協力型の宣誓書（様式5号）（協力型の場合）		
運行管理、整備管理、事故時の連絡、の体制図		
保険証券等（写）		省略可
協力型の宣誓書（様式9号）（協力型の場合）		
旅客の名簿（※福祉有償運送のみ）		

新規登録【様式2-1】

更新登録【様式2-2】

5. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有区分	複合車 (軽)	車いす車 (軽)	乗用車 (軽)	ミニバン (軽)	セダン車 (軽)	合計 (軽)
	所有	()	()	()	()	()	()
	持込	()	()	()	()	()	()
	合計	()	()	()	()	()	()

軽自動車については、() 内に内数で記載すること
事業用自動車については、※欄に記入すること

6. 運送しようとする旅客の範囲

イ	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
ロ	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者
ハ	障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者
ニ	介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
ホ	介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
ヘ	介護保険法施行規則第140条の2の4第2号の基準（基本チェックリスト）に該当する者
ト	その他身体不自由、内閣府等、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

7. 運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

8. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

9. 添付書類

- 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- 運送しようとする旅客の名簿

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有区分	複合車 (軽)	車いす車 (軽)	乗用車 (軽)	ミニバン (軽)	セダン車 (軽)	合計 (軽)
	所有	()	()	()	()	()	()
	持込	()	()	()	()	()	()
	合計	()	()	()	()	()	()

車については、() 内に内数で記載すること
自動車については、※欄に記入すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

イ	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
ロ	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者
ハ	障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者
ニ	介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
ホ	介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
ヘ	介護保険法施行規則第140条の2の4第2号の基準（基本チェックリスト）に該当する者
ト	その他身体不自由、内閣府等、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

7. 運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

8. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

9. 添付書類

- 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- 運送しようとする旅客の名簿

事業者協力型の場合において、事業用自動車の持ち込みをする場合の台数

旅客の区分が変更

運行管理の体制等を記載した書類【様式7】(旧)【様式6】

様式第7号

運送の主体(申請者名)	
-------------	--

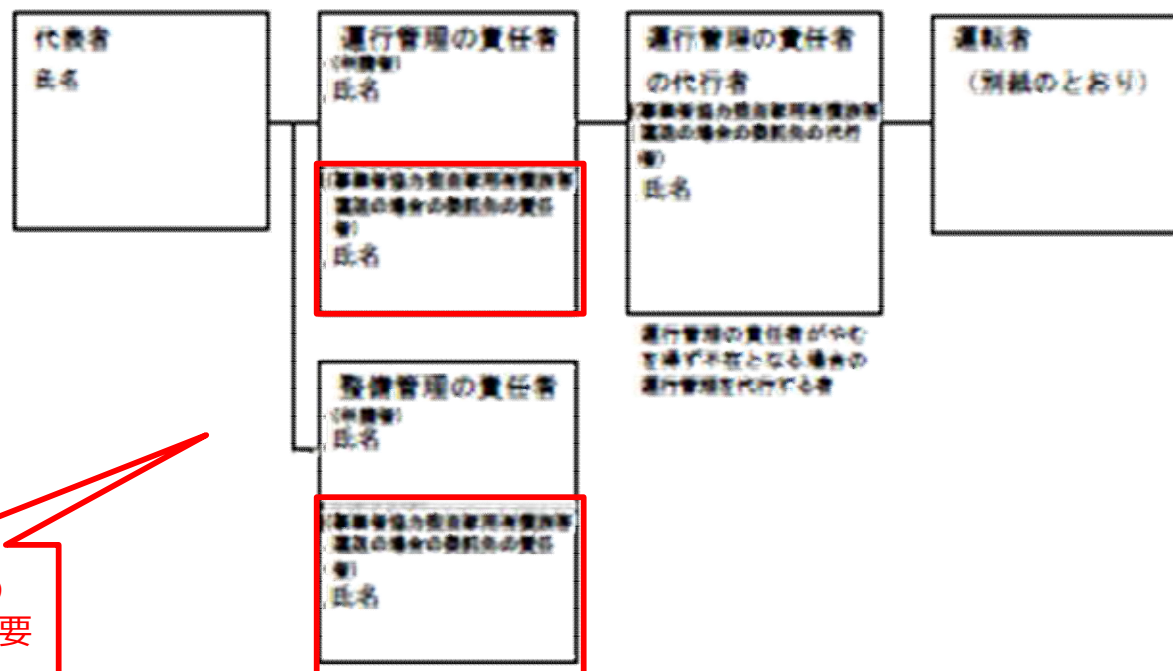
運行管理の体制等を記載した書類

事務所名 ()

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) (イ) 略

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



事業者協力型の
場合は記載が必要

旅客の名簿【参考様式八】(旧)【参考様式イ】

(施行規則第11条の25関係)

参考様式第八号

旅客の名簿

(福祉用)

自家用有償旅客運送者の名称

番号	氏名	住所	入会年月日	運送を必要とする理由						備考
				イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

追加

- イ 身体障害者
- ロ 精神障害者
- ハ 知的障害者
- ニ 要介護認定者
- ホ 要支援認定者
- ヘ 基本チェックリスト該当者
- ト その他(肢体不自由、内部障害、精神障害、その他の障害)

(施行規則第51条の25関係)

参考様式第八号

身体状況等、態様ごとの会員数

自家用有償旅客運送者の名称

身体障害者		人数	要介護認定者		人数
6級			要介護1		
5級			要介護2		
4級			要介護3		
3級			要介護4		
2級			要介護5		
1級			合計		
合計			要支援認定者		人数
精神障害者		人数	要支援1		
3級			要支援2		
2級			合計		
1級			基本チェックリスト該当者		人数
合計			合計		
知的障害者		人数	その他の障害を有する者		人数
軽度			肢体不自由		
中度			内部障害		
重度			知的障害(聴覚者を除く)		
合計			精神障害(聴覚者を除く)		
			その他		
合計			合計		
総合計					

追加

車両一覧（参考様式イ）

（施行規則第51条の3第5号関係）

参考様式イ号

自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧

自家用有償旅客運送者の名称

番号	自動車登録番号 又は 車両番号	乗車立員 (任)	所有者名	使用者名	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

運転者一覧（参考様式ロ）

（施行規則第51条の3第6号関係）

参考様式ロ号

自家用有償旅客運送に従事する運転者の一覧

自家用有償旅客運送者の名称

番号	氏名	住所	免許区分	免許の 種類	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

事業用自動車の持ち込み実績（様式2-6）

様式第2-6号

(年号) 年 月 日

〇〇運輸局 □□運輸支局長 殿
指定都道府県等の長 殿

名 称
住 所
代表者の氏名

福祉有償運送に係る事業用自動車の持ち込み実績報告書 (年度)

	日付	持込み姿	車両登録番号	使用時間	理由
例	3月14日	〇〇交通	〇〇200あ123	〇時間	故障車両の代替
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

※ この報告書は、前年4月1日から本年3月31日の間に係る運行を受託している福祉有償運送において、事業用自動車を使用した分について記載すること。

※事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合に限り

運転者要件に係る宣誓書（様式5）

様式第5号

〇〇運輸局□□運輸支局長 殿
指定都道府県等の長 殿

宣 誓 書

当社が協力する事業者協力型自家用有償旅客運送においては、当社との雇用関係の有無にかかわらず、運転者が当該運送の運転者として就任することを承諾し、所要の運転免許証を所持し、道路運送法施行規則第51条の16第1項各号に掲げる要件を備えていることについて、当社が責任をもって確認することを宣誓致します。

(年号) 年 月 日

名 称
住 所
代表者の氏名

事業者協力型の場合は、上記宣誓書の提出をもって、個別の運転者の免許証や福祉有償運送の講習の修了証等の運転者要件の確認資料の提出を省略可能。

※事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合に限る

任意保険に関する宣誓書（様式9）

様式第9号

〇〇運輸局〇〇運輸支局長 殿
指定都道府県の長 殿

宣 誓 書

当社の協力する事業者協力型自家用有償旅客運送に使用する自動車については、道路運送法施行規則第51条の22に規定する国土交通大臣が告示で定める基準に適合する任意保険等に計画車両の全てが加入していることについて、契約申込書の写し、見積書等により、当社が責任をもって確認していることを宣誓致します。

(年号) 年 月 日

名 称
住 所
代表者の氏名

事業者協力型の場合は、本宣誓書の提出をもって、任意保険の証書の提出を省略可能。